

コンプライアンス委員会の調査結果の概要

1. 土砂処分事案

＜概 要＞

- ・2013年7月に施行された新規制基準に伴い、各原子力発電所において安全対策工事を実施しており、それに伴い大量の土砂処分工事が必要となった。
- ・多くの工事案件で、元請（ゼネコン）が吉田開発株式会社（以下、吉田開発）に発注し、吉田開発が地元業者（処分業者）に発注するというスキームが採用され、本件スキームでは、元請が関西電力との間で契約した土砂処分単価と同額で吉田開発に発注し、吉田開発が地元業者に低い単価で発注していた。
- ・本事案について、監査委員会委員からコンプライアンス委員会に、コンプライアンス上の疑いがある旨通知があり、同委員会は、吉田開発に対する監理業務の発注の必要性、発注プロセス・金額の合理性の観点からコンプライアンス上の問題点の有無を検討した。

＜結 果＞

① 吉田開発に対する監理業務の発注の必要性

- ・一部のゼネコンは、吉田開発が「作業の進行状況等の確認等、監理業務」等を行っていたと回答しているものの、吉田開発が監理業務を行っていたかどうかに関して、吉田開発が受け取っていた利益（元請から吉田開発への発注単価と吉田開発から地元業者への発注単価の差額）を正当化するだけの業務実態があったとは認められない。

② 監理業務の発注プロセス・金額の合理性

- ・関西電力の元請に対する発注単価（3,400円／ m^3 ）が不相当に高額であったとまで認定することはできない。
- ・関西電力は、元請から吉田開発への発注金額（3,400円／ m^3 ）と吉田開発から地元業者への発注金額（2,380円／ m^3 ）の差額（1,020円／ m^3 ）が監理業務の正当な対価ではないものと認識しながら、森山氏および吉田開発からの要求に応じて、吉田開発に対して監理業務を発注していたものと認められ、監理業務の発注プロセスにはコンプライアンス違反が認められる。

2. 土地賃借事案

<概 要>

- ・2016年7月以降、福井県高浜町において、隣接する3つの区画を資機材置場および駐車場として賃借しており、そのうち2つの土地（A、C）を吉田開発と同一経営者の会社である吉田開発関連X社から、1つの土地（B）を柳田産業株式会社から、それぞれ賃借していた。
- ・本事案について、監査委員会委員からコンプライアンス委員会に、コンプライアンス上の疑いがある旨通知があり、同委員会は、土地賃借の必要性、決定プロセス、賃料の妥当性の観点からコンプライアンス上の問題点の有無を検討した。

<結 果>

① 土地賃借の必要性

- ・土地Aは、当初から賃借の必要性が存在していたのかは疑問が残るものの、関西電力による賃借の必要性がまったくなかったとまでは認められない。土地BおよびCも、賃借の必要性自体は認めることができる。

② 土地賃借の決定プロセス

- ・関西電力として土地賃借の必要性が生じたことを契機として賃借を決定したのではなく、森山氏側からの利益供与要求を契機として、これに応じるために決定したものであり、仮に事後的に土地が十分に活用されていたとしても、コンプライアンス上問題であった。

③ 土地賃借の賃料の妥当性

- ・本件土地の賃料は、当該金額に合わせて結論ありきで算定したもの。また、この賃料は先方要求金額に合わせるために他の委託業務と組み合わせて決定した可能性が高い。このため、金額自体の合理性には疑義がある。

3. A倉庫事案

<概 要>

- ・2007年4月以降、関電プラント株式会社を通じて、高浜町の地元議員A（以下、A氏）が代表を務めるA社から貯蔵品の保管場所として倉庫（以下、A倉庫）を賃借していた。
- ・本事案について、外部から、A倉庫の賃貸借契約に関して不透明な経緯がある旨指摘があり、コンプライアンス委員会は、A倉庫賃借の必要性、決定プロセス・賃料の合理性、賃料減額にあたっての代替策の合理性の観点からコンプライアンス上の問題点の有無を検討した。

<結 果>

① A倉庫を賃借する必要性

- ・倉庫を賃借したこと自体が不合理であるとまでは言うことはできない。

② A倉庫賃借の決定プロセス・賃料の合理性

- ・他の倉庫と比較して最も適切な倉庫を選んだわけではなく、高浜町の幹部およびA氏からA社への支援を強く要求されたためにA倉庫を賃借する方針を決めた。また、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A社における銀行借入返済等の必要金額を勘案して、倉庫賃借料の額を決定した。
- ・倉庫賃借の決定プロセスには合理性が認められず、その賃料は相場よりも不相当に高額であり、コンプライアンス違反である。

（ただし、具体的に過剰に支払っていた金額がいくらなのかについては、認定することはできない。）

③ A倉庫の賃料減額にあたっての代替策の合理性

- ・そもそもA社への賃料額が不相当に過大だったのだから、適正額に減額するにあたり、代替策を提案する必要はなかった。それにもかかわらず、賃料減額を補填するための代替策（A氏の親族が経営するB社へ土砂処分工事を発注）を検討・提案したことはコンプライアンス上問題があった。

以 上